座間市水の官民連携

（公共下水道管路施設管理･更新一体マネジメント）事業

実施方針（案）

令和８年１１月

座間市上下水道局

目　　次

第１　本事業に関する事項 1
１　事業概要 1
２　特定事業の選定方法に関する事項 7
第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項 7
１　募集及び選定方法 7
２　募集及び選定スケジュール 7
３　応募者の参加資格要件 8
４　審査及び選定手続き 11
５　優先交渉権者選定後の手続き 12
第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 13
１　リスク分担の基本的な考え方 13
２　モニタリングの基本的な考え方 13
３　保険 14
４　事業者の権利義務等に関する制限及び手続 14
第４　公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項 14
１　対象施設の立地に関する事項 14
２　対象施設の概要 15
第５　基本協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 15
１　疑義が生じた場合の措置 15
２　管轄裁判所の指定 15
第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 16
１　事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 16
第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 17
１　法制上及び税制上の措置に関する事項 17
２　財政上及び金融上の支援に関する事項 17
３　その他の措置及び支援に関する事項 17
第８　その他本事業の実施に関し必要な事項 17
１　実施に関して使用する言語及び通貨等 17
２　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する技術的対話の実施 18
３　実施方針等に対する質問及び回答 18
４　連絡先及び情報提供 19
別紙１　リスク分担表 20

【 用語の説明 】

本事業	「座間市水の官民連携（公共下水道管路施設管理・更新一体マネジメント）事業」をいう。
本事業期間	第1第1項第（7）号に定める事業期間をいう。
対象施設	第1第1項第（9）号に定める施設をいう。
対象施設用地	対象施設の用地をいう。
市	座間市をいう。
応募者	本事業に応募する単独企業又は企業グループをいう。
事業者	本事業を委ねる民間事業者をいう。
PFI	Private Finance Initiative の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
JV	複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。
SPC	Special Purpose Company（特定目的会社）の略であり、ある特別の事業を行うために設立された事業会社をいう。PFIでは、公募提案する共同企業体（グループ等）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
株主企業	SPCの株主となる企業をいう。
構成企業	応募グループを構成する企業をいう。構成企業は、必ずJVを構成する、又は必ずSPCに出資する。
地元企業	業種によらず、市内に本社がある企業をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、モニタリング基本計画書、基本協定等、質問回答をいう。
基本協定	本事業に関し市と事業者又は株主企業（SPCを設立する場合）との間で締結される基本協定をいう。
事業契約	本事業に関し市と事業者との間で締結される事業契約をいう。
年度別協定	本事業に関し市と事業者との間で締結され、各年度の業務内容や支払額、実施条件などを定める単年度ごとの協定をいう。
基本協定等	基本協定、事業契約、年度別協定をいう。
法令等	本事業の遂行に当たって関係する、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他の条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及びその他の関係当局の法令解釈であって一般に入手可能なものをいう。
確認	事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事業の全部又は一部について、契約上必要な範囲で確認するものであり、事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。
承諾	事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまでも市の観点から承諾するものであり、事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

第１　本事業に関する事項

１　事業概要

⑴　事業の名称

座間市水の官民連携（公共下水道管路施設管理･更新一体マネジメント）事業

⑵　公共施設等の管理者の名称

座間市公営企業管理者　山本　洋一

⑶　事業の背景・目的

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備は昭和４４年に相模川流域下水道計画に参画、昭和４８年から公共下水道事業に着手し、昭和５３年に供用を開始した。令和７年度末現在では、本市の下水道普及率は、９７．６％に達している。

今後は、供用開始から５０年が経過した管路施設の増加に伴い、点検、維持管理及び更新工事の需要が増加する見込みである。施設の老朽化、職員数の減少など下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、従来のように、点検・調査、設計、工事を個別に発注する方式では、限られた人員で増加する更新需要に対応することが困難になると懸念される。

また、近年、下水道施設の老朽化に起因する道路陥没事故が全国的に発生している。特に、令和７年１月に発生した老朽化した下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故は、市民生活や道路交通に甚大な影響を及ぼし、下水道施設の安全性確保の重要性を改めて社会に認識させる契機となった。この事故を受けて、下水道施設の維持管理及び管路の更新を抜本的に強化するため、令和８年７月２３日に安全性確保を最優先とする下水道マネジメントの確立を掲げた下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）が公布され、下水道管理者には、従来以上に計画的かつ高度な維持管理と管路更新への対応が求められることとなった。

本市においても、点検、維持管理及び管路の更新を一体的かつ計画的に実施し、安全性の確保と持続可能な事業運営を両立させることが重要な課題である。

本事業は、民間事業者の技術･経営ノウハウや創意工夫を活かした管路施設の管理･更新一体マネジメントにより、本市が抱える課題を解決し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全はもとより、安全性確保を最優先とした計画的な維持管理と管路更新の実現を目的とするものである。

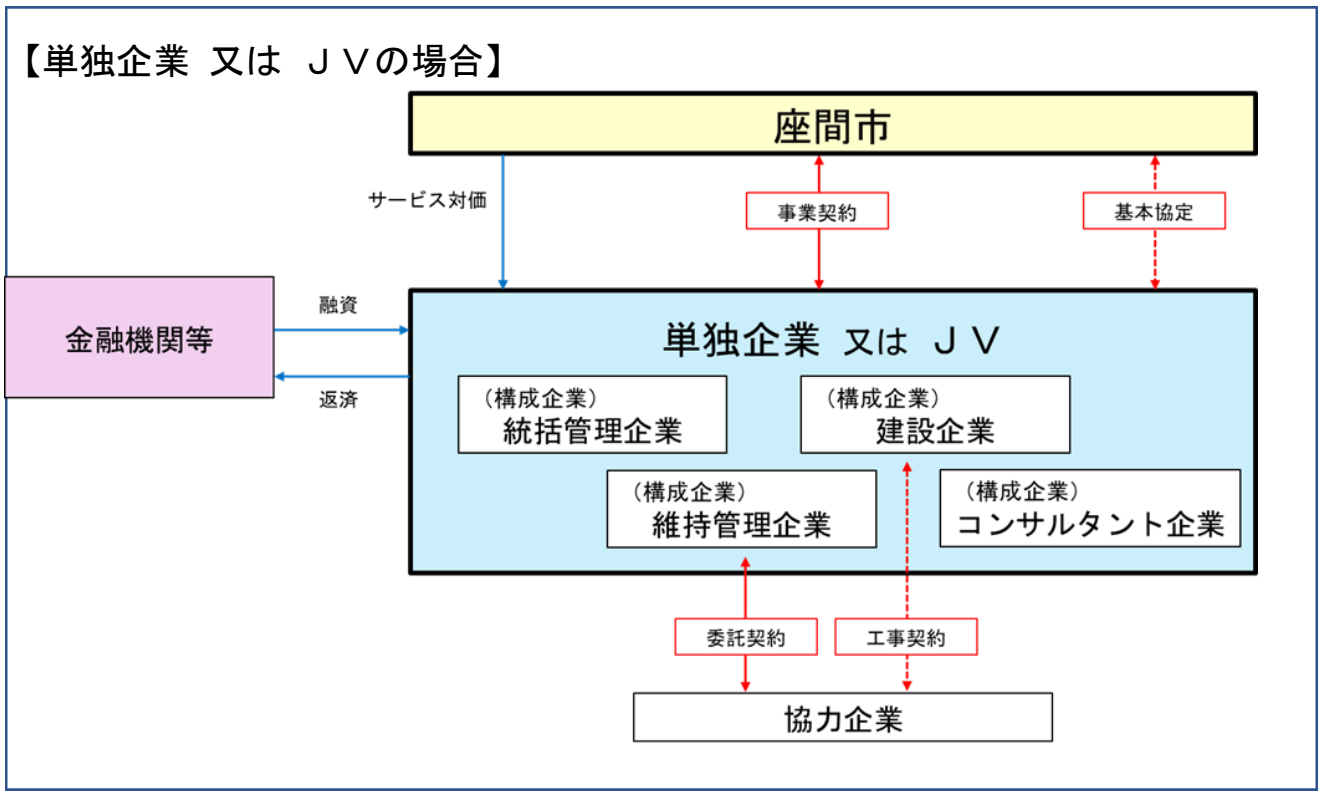
⑷　対象施設

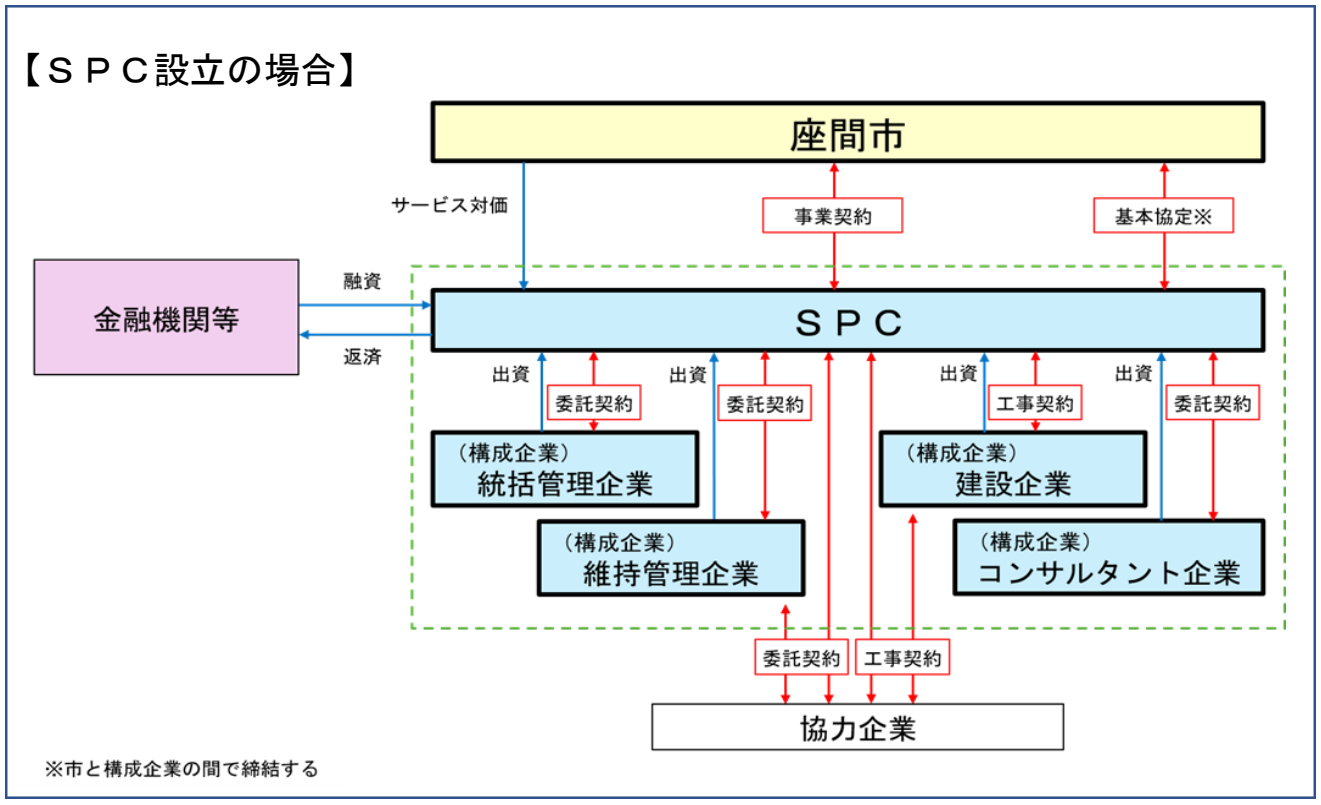
本事業の対象施設は、座間市公共下水道事業の管路施設（汚水管渠（きょ）、雨水管渠（きょ）、マンホール、マンホール蓋、ます、取付管）、マンホールポンプ施設、流量計、下水道用地とする。また、本事業開始後に整備された座間市公共下水道事業の管路施設、マンホールポンプ施設、流量計、下水道用地も本事業の対象施設とする。

⑸　事業方式

本事業は、更新実施型の管理･更新一体マネジメント方式とする。

事業スキームの例を次に示す。





⑹　事業の範囲

本事業の範囲は、以下のアからウに掲げるものとし、各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、委託禁止業務として定める業務（ア義務事業、(ｱ) 統括管理業務）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。ただし、当該業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、募集要項等に示す。

ア　義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。

(ｱ) 統括管理業務

・各業務の管理

・維持管理情報の管理

・セルフモニタリング

(ｲ) 日常維持管理業務

・ＫＰＩの設定

・計画的維持管理

・管路の清掃

・下水道用地管理（草刈等）

・害虫駆除

・水質測定

・汚泥分析

・産業廃棄物処分

(ｳ) 住民対応業務

・現場対応（原因箇所特定）

・事故対応（清掃・修繕）

(ｴ) 計画（案）策定業務

・ストックマネジメント基本計画改定

・ストックマネジメント修繕・改築計画策定

(ｵ) 修繕業務

・計画修繕

・突発修繕

(ｶ) 情報管理業務

・下水道台帳情報登録

・流量情報管理システム保守

(ｷ) 設計・積算業務

・設計

・積算

・発注図書作成

・工事監理

(ｸ) 工事業務

・工事

イ　附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

ウ　任意事業

任意事業とは、対象施設用地及び対象施設において、事業に係るすべての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、法令等を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、対象施設用地及び対象施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

(7)　事業期間

ア　本事業の事業期間

本事業期間は、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、１０年を経過する日が属する事業年度末（以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、事業契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を事業契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和１０年４月１日、本事業終了日は令和２０年３月３１日を予定している。ただし、基本協定締結日から事業契約の締結のときまで

を事前準備期間とし、市及び事業者により事前準備行為として引継ぎ及び現地調査を可能とする。

なお、事業年度は毎年４月１日から翌年の３月３１日までの１年間を指す。予定本事業期間を表１に示す。

表１　予定本事業期間

期日	内容
2027(R 9).12	優先交渉権者の決定、契約交渉開始
2027(R 9).12 末	基本協定の締結
2028(R10).1～3	事前準備期間
2028(R10).1～3	事業契約締結(準備が整い次第)
2028(R10).4.1	本事業開始日
(本事業終了日まで)	市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ
2038(R20).3.31	本事業終了日

イ　本事業期間終了時の取扱い

(ｱ) 本事業に係る事業者が所有する資産等

本事業の実施のために、事業者が対象施設用地内に所有する資産（市又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

市は、事業者が所有する任意事業等に係る資産については、市が必要と認めた場合、残存価値を市が合理的に算定の上買い取ることができる。なお、買取方法等の詳細については、市と事業者との協議の上決定する。

任意事業を行うに当たり、対象施設用地及び対象施設を活用する場合は、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(ｲ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

なお、本事業終了日の２～３年前には、対象施設に係る次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など市に協力する。

⑻　費用負担

ア　義務事業及び附帯事業

市は、義務事業及び附帯事業に要する費用を負担するものとし、債務負担行為を設定した上で、事業契約を締結する予定である。

なお、その負担額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約において

定めるものとする。

イ　任意事業

事業者は、任意事業に関する費用を全額負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とするため、経理は、義務事業及び附帯事業と任意事業に区分し、明らかにしなければならない。

ウ　その他

本事業の各種検査等に伴う必要な費用は、別途公表する募集要項等に明示していなくとも、原則として事業者の負担とする。

⑼　サービス対価の支払い

ア　サービス対価の区分

費用は業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは単価を設定し、業務量の変動に応じて支払うものとする。費用の算定方法や支払方法の詳細は募集要項等に示す予定である。

イ　サービス対価の改定

(ｱ) 社会情勢等の著しい変化によるサービス対価の改定

社会情勢等の影響によって、事業期間内における物価の著しい変動や各種法令等・税制の改正などが発生し、事業者の負担が増減する場合には、必要に応じてサービス対価を改定する。詳細については、事業者応募公告時に公表する事業契約に示す予定である。

(ｲ) その他費用の改定

上記(ｱ)以外で、サービス対価の改定が必要な場合は、市と事業者との協議の上、改定額を定めるものとする。

(ｳ) プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト縮減を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業者による新技術導入や創意工夫により生み出されたコスト縮減分を市と事業者で分配する仕組みを盛り込むことで事業者の取組みにインセンティブを付与するものである。

なお、プロフィットシェアの発動に当たっては、別途公表する要求水準書（案）に定める業務の水準を低下させないことが原則となる。詳細は、募集要項等に示す。

⑽　工事に関する留意事項

ア　工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の工事を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が工事を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

イ　工事を行った施設の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

ウ　工事の対象

工事の対象は、対象施設全体であり、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

エ　本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

オ　工事の契約

市は要求水準書（案）に定める改築に関する工事について、土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表及び下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―に準拠して工事費（「官積算金額」という。）を算出し、工事における総価を公表する。市及び事業者は、工事における総価の範囲内で事業契約を締結する。

2　特定事業の選定方法に関する事項

⑴　選定基準

市は、本事業について、以下に示す判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施した時と比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業をＰＦＩ法第７条に基づき特定事業として選定する。

・本事業期間を通じた事業費総額の縮減（市の財政負担の軽減）が期待できること。
・市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上が期待できること。

⑵　選定結果の公表

市は、本事業をＰＦＩ法第７条に基づく特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市ホームページ等において公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

1　募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定（以下「本プロポーザル」という。）は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2　募集及び選定スケジュール

実施方針（案）の公表後のスケジュール（予定）を表２に示す。

表２　募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
2026(R8).11	実施方針(案)・要求水準書(案)の公表
2026(R8).11	質問・競争的対話の受付開始
2026(R8).12	競争的対話 (実施方針(案)・要求水準書(案)に関する事項)
2027(R9). 1	質問回答・実施方針の公表
2027(R9). 3	公募・特定事業の選定
2027(R9). 3	質問受付の開始
2027(R9). 4	質問(公募資料のうち、資格審査に関する)回答
2027(R9). 5	資格審査の受付開始
2027(R9). 6	資格審査の結果通知
2027(R9). 6	質問(公募資料のうち、資格審査以外に関する)回答
2027(R9). 7	競争的対話(募集要項等に関する事項、附帯事業又は任意事業に係る提案概要書に関する事項) ※必要に応じてその後、募集要項等の再公表
2027(R9).11	技術提案書類受付
2027(R9).12	プレゼンテーション実施
2027(R9).12	優先交渉権者の決定、事業契約に係る契約交渉開始
2027(R 9).12 末	基本協定の締結
2028(R10). 1～3	事前準備
2028(R10). 1～3	事業契約締結(準備が整い次第)
2028(R10). 4	本事業開始

３　応募者の参加資格要件

⑴　応募者の構成

ア　応募者は、単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業の数に制限はなく、１企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。

イ　応募者は代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続を行う。なお、単独企業の場合、当該企業が代表企業となる。

ウ　応募グループは、本事業の役割を担う統括管理企業、維持管理企業、コンサルタント企業、建設企業から構成されるグループとし、参加資格確認申請時に代表企業及び構成企業の企業名並びにそれぞれが携わる業務を明らかにすること。

エ　応募グループの場合、ＪＶ又はＳＰＣの設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理責任者（各業務の業務主任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。

オ　応募グループの代表企業の変更は認めない。

カ　参加表明書及び参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

キ　単独企業及び応募グループの構成企業は他の応募グループの構成企業になることがで

きない。

ク　特定の法人（例：中小企業等協同組合法に基づいて設立された協同組合など）がその運用形態から他の法人と実質的に同一と認められる場合（例：協同組合内の意思決定が組合員である他の法人による意思決定と実質的に同一である場合など）は、特定の法人と当該他の法人がそれぞれ別の応募グループとして参加することはできない。

⑵　応募者（構成企業を含む。）に共通の参加資格

ア　座間市入札参加資格者名簿に担う業務に従った業種で登録されている者であること。維持管理企業は「一般委託」、コンサルタント企業は「コンサル」、建設企業は「工事」に登録されている者とし、統括管理企業は「一般委託」、「コンサル」、「工事」のいずれかで登録されている者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

ウ　座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２４年４月１日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けていない者であること。

エ　座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者であること。

オ　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していない者であること。

カ　法人税（個人にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事業所若しくは事業所を有している者に当たっては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。

キ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、電子交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ク　本市の外部有識者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

ケ　本事業のアドバイザリー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

・株式会社ＮＪＳ

（所在地：東京都港区芝五丁目３４番２号 ミタマチテラス６階）

・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

（所在地：東京都千代田区大手町一丁目１番２号 大手門タワー）

⑶ 業務実施企業に求める要件

ア 統括管理企業

統括管理企業は、統括管理業務を担うものとし、次の①及び②の要件を満たす者であること。

① 直接的に雇用関係にある技術者を統括管理責任者として配置できる者であること。なお、統括管理企業は、維持管理企業、コンサルタント企業、建設企業との兼務を妨げるものではない。また、統括管理責任者は、代表企業から選任するものとし、維持管理企業、コンサルタント企業、建設企業から選出する業務主任者との兼務は、必要な資格要件を満たしていれば可能とする。

② 統括管理責任者として配置する技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

・技術士法（昭和５８年法律第２５号）第３２条に規定する「技術士総合技術監理部門（下水道）」又は「技術士（上下水道部門（下水道））」

・公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理技士」

・建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条第１項に規定する「一級土木施工管理技士」

イ 維持管理企業

維持管理企業は、日常維持管理業務、住民対応業務、修繕業務、情報管理業務を担うものとし、次の①の要件を満たす者であること。複数の構成企業で業務を分担する場合は、少なくとも構成企業の１者が満たすこと。

① 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」を有し、直接的に雇用関係にある技術者を業務主任者として配置できる者であること。なお、本事業の他の業務主任者との兼務は、必要な資格要件を満たしていれば可能とする。

ウ コンサルタント企業

コンサルタント企業は、計画（案）策定業務、設計・積算業務を担うものとし、次の要件を満たす者であること。複数の構成企業で業務を分担する場合は、②に掲げる要件については、少なくとも構成企業の１者が満たすこと。

① 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第３２条に規定する「技術士総合技術監理部門（下水道）」又は「技術士（上下水道部門（下水道））」の資格を有し、直接的に雇用関係にある技術者を管理技術者、照査技術者としてそれぞれ１名配置するものとし、いずれか１名を業務主任者として配置できる者であること。なお、本事業の他の

業務主任者との兼務は、必要な資格要件を満たしていれば可能とする。

② 過去１０年間に、下水道法に定められた公共下水道又は流域下水道におけるストックマネジメント計画作成業務を元請として履行完了した実績を有すること。

エ　建設企業

建設企業は、工事業務を担うものとし、次の要件を満たす者であること。複数の構成企業で業務を分担する場合は、①に掲げる要件については、少なくとも構成企業の１者が満たすこと。

① 建設業法第３条第１項に基づく土木一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。

② 建設業法第２６条に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（直接的に雇用関係にある者に限る）を業務主任者とし、工事現場に専任で配置できる者であること。なお、本事業の他の業務主任者との兼務は、必要な資格要件を満たしていれば可能とする。

オ　参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認申請書を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

4　審査及び選定手続

⑴　事業者選定委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定に当たり、座間市水の官民連携事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。選定委員会は、委員長に上下水道局長、委員に資産経営課長、道路課長、経営総務課長、水道施設課長の５名で組織する。

また、事業内容や事業者選定に向けた資料作成に当たり、東海大学名誉教授　茂庭竹生氏、上下水道ウォーターＰＰＰマイスター　秋本圭介氏の２名の外部有識者から助言を受けることにしている。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、外部有識者に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

⑵　現地見学会の実施

市は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。詳細については、募集要項等に示す。

⑶　参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受ける。詳細については、募集要項等に示す。

なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

⑷　競争的対話の実施（附帯事業又は任意事業に関する予備的審査の実施）

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。参加資格があるとされた者が、附帯事業又は任意事業を提案する場合は、附帯事業又は任意事業に関する提案概要書を市に提出し、市は提案のあった附帯事業又は任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、競争的対話の結果を踏まえ、事業契約（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、競争的対話の実施期間終了後、終了宣言として公表する。

なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

⑸　提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出する。提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

⑹　審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

⑺　審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、審査結果を速やかに応募者に通知するとともに、市ホームページ等により公表する。

⑻　優先交渉権者及び本事業の中止

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続において、応募者がない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業の実施を中止することがある。

この場合、市は、その旨を市ホームページ等により公表する。

5　優先交渉権者選定後の手続

⑴　契約交渉

市と優先交渉権者は、優先交渉権者選定後に速やかに本事業に係る事業契約の締結に向けた必要な手続きを行う。

⑵　優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

⑶　基本協定の締結

優先交渉権者は、公表済みの基本協定の内容に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定の修正には、原則として応じない。

⑷　ＳＰＣ等の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じてＪＶを組成又はＳＰＣを設立するものとする。なお、ＳＰＣを設立する場合は、本事業期間中はＳＰＣの本店所在地を市外に移転させないものとする。また、ＳＰＣを設立する場合は、株式会社として設立するものとする。

⑸　事業契約の締結

市と事業者は、協議後の事業契約の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された事業契約の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったこと及び軽微なこと以外は変更しない。

⑹　本事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、事業者が業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙１　リスク分担表に示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、募集要項等に詳細を規定する。

２　モニタリングの基本的な考え方

事業者が募集要項等を適正かつ確実に履行し、募集要項等に示す要求水準及び提案内容を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを実施する予定である。

なお、詳細については、モニタリング基本計画書に示すものとする。

3　保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入する。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4　事業者の権利義務等に関する制限及び手続

⑴　権利義務等の処分

事業者及び株主企業は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、基本協定等上の地位その他本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

⑵　事業者の株式の新規発行及び処分

事業者がＳＰＣである場合は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）を発行することができる。

事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア　本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は基本協定に定める株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、基本協定に定める株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第４　公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

1　対象施設の立地に関する事項

⑴　事業の所在地等

本事業の対象施設の所在地は、表３に示すとおりである。

表３　主な対象施設の所在地

対象	対象面積	所在地
事業計画区域全域	1,315.92ha(汚水) 1,266.73ha(雨水)	神奈川県座間市

⑵　事業施設の貸付に関する事項

本事業の対象施設はすべて地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第２３８条第４項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業を行うに当たっては、事業契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、事業者が任意事業を行う場合には、市と事業者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本対象施設を使用できるようにする。

２　対象施設の概要

主な対象施設の概要は、表４に示すとおりである。

表４　主な対象施設の概要（令和８年３月現在）

対象施設		数量	備考
管路施設	汚水管渠	310.06 km	敷設から 50 年を経過した汚水管渠は、2.1%(約 6.36 km)
	雨水管渠	32.77 km	敷設から 50 年を経過した雨水管渠は、0.20%(約 0.05 km)
	マンホール	14,311 箇所	汚水 13,236 箇所、雨水 1,075 箇所
	マンホール蓋	14,311 箇所	汚水 13,236 箇所、雨水 1,075 箇所
	ます	30,166 箇所	汚水 29,508 箇所、雨水 658 箇所
	取付管	30,426 箇所	汚水 29,762 箇所、雨水 664 箇所
マンホールポンプ施設		8 箇所	汚水 4 箇所、雨水 4 箇所
流量計		17 箇所	―
下水道用地		1.1ha	―

第５　基本協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１　疑義が生じた場合の措置

基本協定等に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は基本協定等の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

２　管轄裁判所の指定

基本協定等に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１　事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり基本協定等を終了するものとする。この場合、事業者は、募集要項等の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、事業者の資産等については、第１第１項第（7）号–イ（ｱ）と同様の取扱いとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について基本協定等の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については基本協定等に示す。

⑴　事業者の責めに帰すべき事由による解除

ア　解除事由

・事業者が基本協定等上の義務に違反する等、基本協定等に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、基本協定等の全部または一部を解除することができる。

・財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、基本協定等の全部または一部を解除することができる。

イ　解除に伴う措置

・事業者は、市に対し、基本協定等に定める違約金を支払うものとし、加えて、市に生じた損害が当該違約金額を超える場合は、当該超過額を支払うものとする。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

⑵　市の責めに帰すべき事由による解除

ア　解除事由

・市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、６箇月以上前に通知することにより基本協定等の全部または一部を解除することができる。

・事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、基本協定等の全部または一部を解除することができる。

イ　解除に伴う措置

・市は、事業者に対し、解除による事業者の損害相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

⑶　不可抗力解除又は終了

ア　解除又は終了事由

・不可抗力により対象施設が滅失したときは、基本協定等の全部または一部は当然に終了する。

・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定・承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は基本協定等の全部または一部を解除する。

イ　解除又は終了に伴う措置

・不可抗力により基本協定等の全部または一部を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

⑷　法令等の変更による解除

ア　解除又は終了事由

・法令等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は基本協定等の全部または一部を解除することができる。

イ　解除又は終了に伴う措置

・法令等の変更により基本協定等の全部又は一部を解除する場合、当該法令等の変更により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１　法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

２　財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

３　その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令等の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第８　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施に関して使用する言語及び通貨等

⑴　実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

⑵　応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

2　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する競争的対話の実施

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する応募者からの質問に市が回答するに当たり、市と応募者の認識の相違を防ぐために、希望する全応募者に対して、競争的対話を実施する。競争的対話を希望する応募者は、受付期間内に「対話会申込書（様式１）」を市に提出する。

⑴　実施要綱

ア　受付期間は、令和８年１１月１２日（木）午前９時から令和８年１１月２６日（木）午後５時までとする。

イ　申込方法は、「対話会申込書（様式１）」に必要事項を記載の上、必要に応じて説明資料を添付し、市に電子メールで提出する。

ウ　電子メールの送付先は、第８第４項第⑴号の連絡先に記載のメールアドレスとし、電子メールの件名は「座間市水の官民連携事業対話会申込書（企業名）」とする。

エ　対話会申込書と併せて質問書の素案を提出する。質問書は、「実施方針（案）に関する質問書（様式２）」、「要求水準書（案）に関する質問書（様式３）」を使用する。

オ　対話会の実施日は、令和８年１２月９日（水）とする。市において実施時刻を調整し、電子メールで応募者に連絡する。

カ　場所等の具体的な実施内容は、別途連絡する（Web 開催とする場合がある）。

⑵　対話時の留意事項

ア　市は、応募者から提出された対話に係る資料及び対話の内容を他の応募者に開示しない。

イ　対話時間は応募者につき２時間を上限とする。

ウ　市は、対話の過程で提案の審査・評価は行わない。

エ　対話内容は、両者を拘束しないものとする。

オ　市から正式な回答が必要な質問事項は、「実施方針（案）に関する質問書（様式２）」、「要求水準書（案）に関する質問書（様式３）」に必ず記載すること。

3　実施方針等に対する質問及び回答

⑴　質問方法

質問は書面（「実施方針（案）に関する質問書（様式２）」、「要求水準書（案）に関する質問書（様式３）」）により行うこととし、電子メールにより受付する。市は、質問者からの電子メールを受信後、質問書を受領した旨の電子メールを質問者に送付する。

⑵　受付期間

令和８年１１月１２日（木）午前９時から令和８年１２月１６日（水）午後５時までとする。

⑶　質問送付先

第８第４項第⑴号の連絡先に記載のＥ-mail アドレスとする。

⑷　回答方法

回答は、令和９年１月１８日(月)に市ホームページ上で公表する予定である。

４　連絡先及び情報提供

⑴　連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

座間市　上下水道局　下水道施設課

担　当：大脇

所在地：〒２５２－００２４　神奈川県座間市緑ケ丘一丁目３番１号

電　話：０４６-２５２-８６７９

E-mail：gesui1@city.zama.kanagawa.jp

⑵　情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

市ホームページ：https://www.city.zama.kanagawa.jp/

下水道：https://www.city.zama.kanagawa.jp/kurashi/suidou/gesuidou/index.html

別紙１　リスク分担表

段階	リスクの種類			リスクの内容	負担者	
					市	事業者
全期間共通	契約締結前リスク	1	募集資料リスク	募集資料等の誤り又は変更によるもの	○	
		2	応募コスト	応募に係る費用負担		○
		3	契約リスク	市の帰責事由による契約締結の遅延、未締結	○	
		4		事業者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結		○
	社会リスク	5	住民対応リスク	本事業の実施（行政サービスとして実施）自体に対する住民反対運動、訴訟、要望等によるもの	○	
		6		事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟、要望等によるもの		○
		7	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの		○
		8		上記以外によるもの（不可抗力による場合は、24に従う。）	○	
		9	第三者賠償リスク	募集要項等に従って本事業を履行しても避けることができないもの	○	
		10		事業者が実施する業務により第三者に与えた損害		○
		11	政策変更リスク	市の政策変更による事業の変更、中断、中止など※	△	△
	経済リスク	12	物価変動リスク	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○	
		13		物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
		14	資金調達リスク	市が調達すべき資金を、市の帰責事由により調達に失敗した場合	○	
		15		事業者が調達すべき資金を、事業者の帰責事由により調達に失敗した場合		○
		16	交付金リスク	予定していた国庫補助金等の交付金額が交付されない場合	○	
	制度リスク	17	法令等変更リスク	本事業に直接関わる法令等の新設・変更によるもの	○	
		18		本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の新設・変更によるもの		○
		19	税制変更リスク	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
		20		消費税の変更に関わるもの	○	
		21		その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○	
		22	許認可リスク	市が取得すべき許認可によるもの	○	
		23		事業者が取得すべき許認可によるもの		○
	その他リスク	24	不可抗力リスク	天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害※	△	△
		25	契約解除リスク	市の帰責事由により契約を解除する場合	○	
		26		事業者の帰責事由により契約を解除する場合		○

段階	リスクの種類			リスクの内容	負担者	
					市	事業者
		27	中止・遅延リスク	市による指示、債務不履行によるもの 、計画変更による遅延	○	
		28		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
		29	計画・設計・仕様変更リスク	市の事由による計画・設計・仕様等の変更	○	
		30		事業者の事由による計画・設計・仕様等の変更		○
		31	技術革新リスク	事業者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合（事業者が採用）		○
		32	事故発生リスク	事業者の帰責事由による労災事故、設備の破損・損壊		○
		33		上記以外によるもの（不可抗力による場合は 24 に従う。）	○	
		34	緊急対応リスク	事業者の帰責事由により生じた緊急対応費の増大		○
		35		事業者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
		36		上記以外の緊急対応費の増大（不可抗力による場合は 24 に従う。）	○	
		37	情報の漏えい	市の帰責事由による個人情報や守秘義務情報の保護責務・外部流出	○	
		38		事業者の帰責事由による個人情報や守秘義務情報の保護責務外部流出		○
		39	知的財産権侵害	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○
		40	施設の保安リスク	事業者の帰責事由によるもの		○
		41		既存の受注者にかかわるもの、事業者の帰責事由によらないもの（不可抗力による場合は 24 に従う。）	○	
		42	附帯事業リスク	附帯事業の不振、不履行		○
		43	任意事業リスク	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○
運営・維持管理段階	運営・維持管理リスク	44	要求水準未達リスク	市の指示、提示条件・変更によるもの	○	
		45		業務に関する要求水準の未達によるもの（設計・工事業務に係る契約不適合によるものを含む）		○
		46	費用増加リスク	市の指示・提示条件の不備・変更による費用の増加	○	
		47		事業者の提案内容、業務の不備・変更による費用の増加		○
		48	施設損傷リスク	対象施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な業務を行わなかったことによる施設損傷		○
		49		市又は第三者の帰責事由による対象施設の損傷	○	
		50	施設改修リスク	市の帰責事由により対象施設の改修が必要となった場合	○	
		51		事業者の帰責事由により対象施設の改修が必要となった場合		○
		52	修繕費の増大リスク	事業者の責による対象施設の修繕費の増大		○
		53		上記以外によるもの（不可抗力による場合は 24 に従う。）	○	
		54	点検・調査リスク	市が実施した点検・調査結果及び作成したデータ	○	

段階	リスクの種類			リスクの内容	負担者	
					市	事業者
				等に不備があった場合		
		55		事業者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合		○
		56	廃棄物処分リスク	業務の実施に伴い「事業者が排出事業者」となる廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
		57		事業の実施に伴い市が排出した廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
		58	道路陥没（管路起因）リスク	事業者の要因に基づくもの		○
		59		上記以外によるもの（不可抗力による場合は24に従う。）	○	
事業終了段	手続リスク	60	終了手続リスク	事業期間終了時の手続に要する費用負担		○
	延長リスク	61	延長リスク	事業者の帰責事由による事象によるもの		○
		62		上記以外によるもの（不可抗力による場合は24に従う。）	○	
計画段階	計画リスク	63	計画申請	ストックマネジメント計画書及び添付書類の作成		○
		64		ストックマネジメント計画の申請手続	○	
		65	国庫補助金	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	○	
設計段階	設計リスク	66	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査によるもの	○	
		67		事業者が実施した測量、調査によるもの		○
		68		事業者による測量、調査の必要性に関する判断の不備によるもの		○
		69		市の帰責事由による測量・調査の不備に伴う費用増加	○	
		70		事業者の帰責事由による測量・調査の不備に伴う費用増加		○
		71	設計変更リスク	市の指示・提示条件の不備・変更によるもの	○	
		72		事業者の提案内容及び設計業務の不備・判断によるもの		○
		73	設計費増大リスク	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		74		事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
		75	建設着工遅延リスク	市の帰責事由による工事の着工遅延によるもの	○	
		76	要求水準未達リスク	設計業務に関する要求水準の未達によるもの		○
工事段階	工事リスク	77	工事費増加リスク	市の指示・提示条件の不備・変更による工事費の増加	○	
		78		事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		79	工事遅延リスク	市の指示・提示条件の不備・変更によるもの	○	
		80		事業者の帰責事由によるもの		○
		81	要求水準未達リスク	工事業務に関する要求水準の未達によるもの		○
		82	契約不適合リスク	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、対象施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○

段階	リスクの種類			リスクの内容	負担者	
					市	事業者
		83		本事業開始後に工事を実施した対象施設の契約不適合		○

※詳細は事業契約に示す。

様式１（対話会申込書）

座間市 水の官民連携（公共下水道管路施設管理･更新一体マネジメント）事業
対話会申込書

提出者情報	提出者名		＜記載要領＞ ○対話事項は1行につき1問とし、一つの項目を対象に複数の対話を行う場合には、各々別の行に記入すること。別々の対話事項間の相互参照を行わないこと。 ○必要に応じて適宜行コピーの上挿入すること。行の高さは記入量により変更してもよいが、列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ○「No.」の列には連番を振ること。「頁」の列には当該質問対象箇所が記載されているページ番号を半角数字で、「章節項目細目（見出し符号）」の列には当該対象箇所の符号を記入すること。「項目名」の列には適切な名称を記入すること。 ○「内容」は文字で表すこと。図表等の挿入は認めない。 ○提出ファイルはExcelファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。 ○電子メールによる提出先アドレス：gesui1@city.zama.kanagawa.jp
	所在地		
	所属		
	担当者名		
	電話		
	E-Mailアドレス		

対話事項

No.	内容
1	・実施方針等に関する質問のうち、事業者が対話が必要と判断した事項について、内容の補足や意図の説明等を記載する。 ・競争的対話は1.5～2時間/1社を想定しているため、簡潔かつ明瞭に記載する。
2	・添付書類等があればその補足説明を行う。

様式２（実施方針（案）に関する質問書）

座間市 水の官民連携（公共下水道管路施設管理･更新一体マネジメント）事業
実施方針（案）に関する質問書

提出者情報	提出者名		＜記載要領＞ ○質問等は1行につき1問とし、一つの項目を対象に複数の質問等を行う場合には、各々別の行に記入すること。別々の質問文間の相互参照を行わないこと。 ○必要に応じて適宜行コピーの上挿入すること。行の高さは記入量により変更してもよいが、列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ○「No.」の列には連番を振ること。「頁」の列には当該質問対象箇所が記載されているページ番号を半角数字で、「章節項目細目（見出し符号）」の列には当該対象箇所の符号を記入すること。「項目名」の列には適切な名称を記入すること。 ○「内容」は文字で表すこと。図表等の挿入は認めない。 ○提出ファイルはExcelファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。 ○電子メールによる提出先アドレス：gesui1@city.zama.kanagawa.jp
	所在地		
	所属		
	担当者名		
	電話		
	E-Mailアドレス		

実施方針（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容
例	4	第1	1	(7)	②	イ	業務の引継ぎ	○○○○
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

様式３（要求水準書（案）に関する質問書）

座間市 水の官民連携（公共下水道管路施設管理･更新一体マネジメント）事業
要求水準書（案）に関する質問書

提出者情報	提出者名		＜記載要領＞ ○質問等は1行につき1問とし、一つの項目を対象に複数の質問等を行う場合には、各々別の行に記入すること。別々の質問文間の相互参照を行わないこと。 ○必要に応じて適宜行コピーの上挿入すること。行の高さは記入量により変更してもよいが、列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ○「No.」の列には連番を振ること。「頁」の列には当該質問対象箇所が記載されているページ番号を半角数字で、「章節項目細目（見出し符号）」の列には当該対象箇所の符号を記入すること。「項目名」の列には適切な名称を記入すること。 ○「内容」は文字で表すこと。図表等の挿入は認めない。 ○提出ファイルはExcelファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。 ○電子メールによる提出先アドレス：gesui1@city.zama.kanagawa.jp
	所在地		
	所属		
	担当者名		
	電話		
	E-Mailアドレス		

要求水準書（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容
例	10	第2	8	(1)			地元企業等について	○○○○
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								